

# 鳥取県新規狩猟者参入促進補助金の 事務手続きについて

## 1. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

## 2. 事業完了

※事業の完了とは： わな猟免許もしくは第一種銃猟免許を新規に取得し、  
初回の狩猟者登録を受けた日

## 3. 交付申請書兼振込依頼書の提出（2月16日から3月10日）

○わな猟免許もしくは第一種銃猟免許の狩猟者登録を受けた下記連絡先に  
郵送又は持参してください。

○交付申請書の提出が実績報告書の提出も兼ねます。

## 4. 交付決定及び交付確定通知書（交付申請から原則20以内）

○本補助金の交付決定は額の確定と併せて行うこととします。

### ◎補助金の支払い

事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

### 資料提出・問い合わせ先

事業実施主体	提出先	住所	連絡先
鳥取市、岩美 鳥取市、岩美町、八頭郡の町	県庁緑豊かな自然課	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7872
倉吉市、東伯郡の町	中部総合事務所生活環境部	〒682-0802 倉吉市東巖城2	0858-23-3149
米子市、境港、西伯郡、日野郡の町	西部総合事務所生活環境部	〒683-0054 米子市靴町1丁目160	0859-31-9325